

1 調査の目的

隣保館が対象とする「地域住民」及び「周辺地域住民」の生活等の実態把握を行い、もって、地域福祉における重要な使命をもつ隣保館が、「社会的援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討委員会報告書」（2000（平成12）年）および「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書」（2008（平成20）年）でうたわれた今日的な福祉課題の一翼を担うための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の性格

- ①本調査は、厚生労働省による「平成23年度社会福祉推進事業」の一環として実施されるものである
- ②本調査は、隣保館の社会調査・研究事業と連携して実施するものである
- ③本調査は、厚生労働省「平成23年度社会福祉推進事業」を受託した社会福祉法人大阪府総合福祉協会が、この事業を活用して全国隣保館連絡協議会との協働により実施するものである

3 調査の対象

隣保館設置運営要綱で記載されている「地域住民」及び「周辺地域住民」を対象として実施する

4 調査の内容

- ①調査内容は別紙の調査票の通りであり、「地域住民」および「周辺地域住民」の福祉関連課題や生活の実態に関する内容とする。
- ②なお「地域住民」および「周辺地域住民」の福祉関連課題や生活の実態を分析するための資料として、当該市町村全体に関するデータを合わせて収集する。

5 調査の方法

- ①全国隣保館連絡協議会加盟の隣保館900館に対して、全国隣保館連絡協議会より調査票を郵送する
- ②隣保館は調査内容に関わる「地域住民」「周辺地域住民」「当該市町村民」に関わるデータを市町村の当該部局と連携を図った上収集し、調査票に記入する
- ③データ収集は行政データの活用によるものとする
- ④記入された調査票は全国隣保館連絡協議会への郵送により回収する

6 調査の期間

2011年11月～2012年1月末日で、調査基準日は2011年10月1日とする。

7 調査委員会の設置

調査票の作成を含む調査の基本・実施設計および調査結果の分析等を行うために「今後隣保館が取り組むべき地域福祉課題を明らかにする実態調査委員会」を設置する。調査委員会の構成は別記の通りである。

(別記)「今後隣保館が取り組むべき地域福祉課題を明らかにする実態調査委員会」

氏名	所属
奥田 均	近畿大学 教授
大谷 悟	大阪体育大学 教授
川崎 正明	全国隣保館連絡協議会 会長
中尾 由喜雄	全国隣保館連絡協議会 常任顧問・事務局長
竹本 三代一	全国隣保館連絡協議会 東日本ブロック代表
中道 高志	全国隣保館連絡協議会 近畿ブロック代表
大道 正行	全国隣保館連絡協議会 中国ブロック代表
坂田 諭	全国隣保館連絡協議会 四国ブロック代表
頼金 俊二	全国隣保館連絡協議会 九州ブロック代表
原田 眞智子	NPO 法人善法雇用促進協議会 理事長
松下 龍仁	社団法人 部落解放・人権研究所

オブザーバー

	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
--	--------------------

事務局

谷元 遼夫	社会福祉法人 大阪府総合福祉協会
伊藤 勝彦	社会福祉法人 大阪府総合福祉協会
谷川 雅彦	財団法人 大阪府人権協会
寺川 政司	CASE まちづくり研究所

8 実施項目

	大項目	小項目
-	府県・市町村名、施設名、担当者名、日付	
(1)	年齢階層別人口構造	年齢階層別人口構造（5歳階級）
(2)	過去10年間の人口動態	過去10年間の自然増減・社会増減
(3)	世帯の状況	世帯数、高齢者世帯、高齢単身者（男女別）世帯の数、父子世帯・母子世帯
(4)	住民税課税人口の状況	所得割課税人口、均等割課税人口、非課税人口
(5)	生活保護受給世帯の状況	保護世帯数、世帯類型別受給世帯数、受給期間別受給世帯数
(6)	障がい者の状況	障がい者手帳所持数、障がい種別・等級、年齢区分
(7)	介護保険制度 要介護認定者の状況	保険区分別認定者数、等級
(8)	乳幼児健診未受診者の状況	未受診者数
(9)	市町村立中学校卒業生及び進学等の状況	卒業生数及び高校進学者等の数
(10)	市町村立小中学校長欠者及び就学援助利用者の状況	長欠児童・生徒数、就学援助利用者数
(11)	住宅及び市町村営住宅の状況	住宅の所有形態、市町村営住宅の管理戸数、建設年、住宅設備（エレベーター、浴室、トイレ）
(12)	市町村営住宅に住まう地域住民の状況	収入分位、生活保護受給の有無、世帯人数と住戸面積

※調査範囲は「地域住民」「周辺地域住民」、及び「市町村」の3区分とする。
ただし、(11)は「地域住民」と「市町村」、(12)は「地域住民」のみとする。